

ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）ワクチン任意接種費用の助成について

ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）ワクチンの積極的な接種勧奨の差し控えにより接種の機会を逃した方が、定期接種対象年齢を超えてからヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種を自費で受けた場合に、接種費用を助成します。

1. 助成事業の実施期間

令和7年3月31日まで

2. 助成対象者

- (1) 令和4年4月1日時点で鈴鹿市に住民登録がある方
- (2) 平成9年4月2日から平成17年4月1日の間に生まれた女性の方
- (3) 16歳となる日の属する年度の末日まで（定期接種対象年齢内）にHPVワクチンの3回の接種が完了していない方
- (4) 17歳となる日の属する年度から令和4年3月31日までに国内の医療機関でHPVワクチン（2価ワクチン：サーバリックス又は4価ワクチン：ガーダシル又は9価ワクチン：シルガード9）の任意接種を受け、実費を負担した方
- (5) 助成を受けようとする接種回数分についてキャッチアップ接種として定期接種を受けていない方

3. 助成金額

HPVワクチン任意接種費用の額

ただし、令和4年度鈴鹿市HPVワクチン定期接種委託料（17,000円）を1回あたりの上限額とします。

- 証明書等の発行に要した費用は助成対象外です。
- 接種費用の支払いを証明する書類の提出が出来ない場合、助成金額は鈴鹿市が別に定める金額（13,000円）となります。

4. 申請について

(1) 申請者

- 被接種者が18歳未満(申請時点)の場合は保護者が申請者となります。
- 被接種者が18歳以上(申請時点)の場合は被接種者が申請者となります。
被接種者以外の方が申請する場合は、委任状の提出が必要です。

(2) 申請方法

下記の必要書類を全て揃えて、下記へ郵送又は窓口へ提出してください。

【必要書類】

- ① ヒトパピローマウイルス感染症(HPV)ワクチン任意接種費用助成金交付申請書(様式第1号)
- ② 接種記録が確認できる書類の写し
(母子健康手帳の予防接種記録、予診票、予防接種済証等)
- ③ 接種費用の支払いが証明できる書類原本
(領収書及び明細書、支払証明書等)
- ④ 接種を受けた方の生年月日、氏名、現住所が確認できる書類の写し
(運転免許証、健康保険証の両面等)
※被接種者と申請者が異なる場合は、双方の書類が必要です。
- ⑤ 振込希望先が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し

■②又は③が無い場合は、医療機関が発行する下記証明書に代えることができます。

→ヒトパピローマウイルス感染症(HPV)ワクチン任意接種費用助成金申請用証明書(様式第2号)

【書類送付先・お問合せ先】

〒513-0809

三重県鈴鹿市西条五丁目118番地の3

鈴鹿市地域医療推進課 保健予防グループ

TEL : 059-382-9291 FAX : 059-384-5670